

「バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会」について

1. 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑な促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）における移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）制度及び基本構想制度は、高齢者、障害者等が日常生活において利用する施設等を含む地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進するため、市町村が作成するバリアフリーの方針及び構想です。

両制度については、平成 29 年 6 月にとりまとめられたバリアフリー法等の見直しの方向性に沿って基本構想制度の見直しを検討し、平成 30 年 5 月に成立した改正バリアフリー法において、マスタープラン制度を創設するとともに、マスタープラン制度及び基本構想制度において、バリアフリーマップの作成を定めることができ、市町村の求めに応じて、公共交通事業者等による情報提供の義務づけなどが規定されたところ です。

このような状況の中、課題として、

- ① 既存のバリアフリーマップにおいて提供されるバリアフリー情報の内容は様々であり、様々な障害特性を持つ障害当事者等にとって、どのような情報提供が必要なのか必ずしも明らかにされていないことから、利用しにくいものもあると考えられる。
- ② 公表されているバリアフリーマップでは、個々の施設のバリアフリー情報の掲載に留まるものも見られ、移動の連続性等の観点から必要な施設間の移動の際に必要なバリアフリー情報が不足している状況にある。

といったことが挙げられます。

本調査検討業務では、上記課題の解決を図るため、学識経験者・障害当事者・事業者・地方公共団体を含めた検討会を設置して議論を行い、効果的なバリアフリーマップの作成方法について、調査・検討を行うものです。

2. 委員構成

- 構成員：学識経験者、障害当事者団体、事業者団体、地方公共団体、
国土交通省関係課 等
- 事務局：国土交通省総合政策局安心生活政策課

3. スケジュール

- 検討会は 3 回程度開催する。
- 令和 2 年春頃に「バリアフリーマップ作成マニュアル（仮称）」をとりまとめる。